

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について

1 仕入控除税額について

消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）は、課税対象となる取引を行った場合に納税する必要があります。この消費税は重複して課税されないように、課税売上に対する消費税から課税仕入に係る消費税を控除する仕組みになっています（この控除を「仕入税額控除」といいます。）。

2 補助金を活用して実施した事業に係る消費税について

補助事業として交付された補助金は、消費税法上の不課税取引（課税対象外）に該当します。事業者が補助金の交付を受けて、補助事業を実施する際に課税仕入を行い、確定申告の際に仕入税額控除の手続きを行った場合、事業者は仕入れに係る消費税を実質的に負担していないことになります。

そのため、事業者が確定申告により控除された消費税に係る補助金相当額について、報告し、交付を受けた補助金の一部を返還する必要があります。

3 仕入控除税額の報告について

(1) 報告対象者

補助金の交付を受けたすべての事業者

※仕入控除税額（補助金の返還額）が、「0円」の事業者も報告する必要があります。

(2) 報告方法

次の報告書等を作成し、必要な書類を添付して提出してください。

ア 仕入控除税額報告書（様式1）

イ 仕入控除税額積算内訳書（様式2）

4 仕入控除税額報告書の作成について

(1) 仕入控除税額報告書（様式1）

ア 補助金の確定額 交付された補助金の額を記載してください。

イ 仕入控除税額 様式2の内訳書で計算した額を記載してください。

(2) 仕入控除税額積算内訳書（様式2）

ア 「3 仕入控除税額等について」

該当する区分のいずれかに、「○」を記載してください。

イ 「4 補助金の使途（補助対象経費）の内訳」

課税仕入額、非課税仕入額ごとに記載してください。

課税仕入額については、課税売上対応分、非課税売上対応分及び共通対応分ごとに記載してください。

ウ 「5 課税売上割合」

次の額を記載してください。

- ・課税売上高 課税資産の譲渡等の対価の額（確定申告書を参照）
- ・総売上高 資産の譲渡等の対価の額（確定申告書を参照）

エ 「6 仕入税額控除」

計算式を入力しているため、自動で計算されます。

表示された額が補助金の返還額になります。